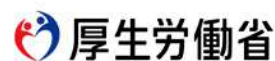




治療と仕事の 両立支援

労働安全衛生法等の改正について

治療と就業の両立支援セミナー



厚生労働省

埼玉労働局



令和8年3月25日(水)

埼玉労働局労働基準部健康安全課

課長 川又 裕子

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)の概要

(令和7年5月14日公布)



改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】**
既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、注文者等が講ずべき措置(個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など)を定め、併せてILO第155号条約(職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約)の履行に必要な整備を行う。
個人事業者等自身が講ずべき措置(安全衛生教育の受講等)や業務上災害の報告制度等を定める。
- 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】**
ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。
その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。
- 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】**
化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。
- 4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】**
ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部(設計審査)や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。
- 5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】**
高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等

施行期日

令和8年4月1日(ただし、1の一部は公布日、4は令和8年1月1日、3は令和8年10月1日、1の一部は令和9年1月1日、1及びの一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3は公布後5年以内に政令で定める日)

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律等の一部を改正する法律

(令和7年法律第63号、令和7年6月11日公布)

改正の趣旨

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. ハラスメント対策の強化【労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法】
カスタマーハラスメント()を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。
職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境を害すること
求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。
職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。
2. 女性活躍の推進【女性活躍推進法】
男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付ける。
女性活躍推進法の有効期限(令和8年3月31日まで)を令和18年3月31日まで、10年間延長する。
女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。
政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。
女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(プラチナえるぼし)の認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。
特定事業主行動計画に係る手続の効率化を図る。
3. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】
事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

施行期日

公布の日から起算して1年6月以内で政令で定める日(ただし、1 及び2 から までは公布日、2 及び 並びに3は令和8年4月1日) 3

施行スケジュール(予定)

改正項目	5月14日法律公布	2025年 (R7)年度 4月	2026 (R8)年度 4月	2027 (R9)年度 4月	2028 (R10)年度 4月	...	2030 (R12)年度 4月
1. 個人事業者等 に対する安全衛生 対策の推進	注文者等が 講ずべき措置		令和8年 4月施行				
	業務上災害の 報告制度			令和9年 1月施行			
	個人事業者等自身が 講ずべき措置、業種 を問わない混在作業 での措置			令和9年 4月施行			
2. 職場のメンタル ヘルス対策の推進	ストレスチェックの実 施事業場拡大	→				公布の日から3年を超えない範囲 において政令で定める日施行	
3. 化学物質による 健康障害防止対策 等の推進	代替化学名通知		令和8年 4月施行				
	個人ばく露測定			令和8年 10月施行			
	SDS強化	→				公布の日から5年を超え ない範囲において政令 で定める日 施行	
4. 機械等による労働 災害の防止の促 進等	登録機関・検査業者 の不正対処・欠格要 件強化		令和8年 1月施行				
	設計審査及び製造時 等検査の一部の民間 移管						
5. 高齢者の労働 災害防止の推進	高齢者の 労働災害防止対策	6月11日 法律公布	令和8年 4月施行				
6. 治療と仕事の両 立支援の推進	職場における治療と 仕事の両立支援						

埼玉県の治療と仕事の両立支援に関する取組状況

- 埼玉第14次労働災害防止計画で定めるアウトプット指標(事業場の安全衛生活動実施状況)を把握するため自主点検を実施

点検方法等

埼玉労働局が12,015の事業場を無作為抽出してハガキを令和5年3月31日に郵送し、ハガキに印字した二次元コードを読み取り、オンラインで4月10日までに報告する方式により実施した。

有効回答率

調査対象数:12,015 調査不能数:2,559

有効回答数:1,372 有効回答率:11.4%

点検内容

- 事業場概要(規模等)
- 労働災害発生状況
- 安全衛生活動実施状況(リスクアセスメントの実施状況を含む)

返信用封筒

埼玉労働局 安全衛生活動の取組状況に関する自主点検のお願い

〒100-8588 東京都千代田区千代田1-1-1

〒330-0016 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランドアクセスタワー15階

3306016

点検-報告は
▼こちらから▼

埼玉労働局
埼玉県さいたま市中央区新都心11-2
ランドアクセスタワー15階
※調査期間:15分程度
3306016

労働災害防止

労働災害により、年間 約5万人分、金額にして 約4820億円分(※)の労働損失が発生しています。労働災害防止対策は事業の継続に必要な不可欠な取組です。
※労働生産性の損失額であり、実数は統計、物損等の補償、営業損害の損失額等も加わります。

メンタルヘルス

こころの病気で病院に通院や入院している人たちは、国内で 約420万人(平成29年)にのぼり、生涯を通じて 5人に1人 がこころの病にかかるともいわれています。メンタルヘルスケアは事業の健全な発展に必要な不可欠な取組です。

化学物質対策

事業場で使用される化学物質は、約10万種類といわれ、化学物質による労働災害の約8割が 職業性がんの発症と関係しています。そのほとんどが化学物質の固有有害性に関する理解不足が原因です。安全で継続に働く職場づくりのため、化学物質を正しく理解し対策に取り込むことが必要不可欠です。



埼玉県の治療と仕事の両立支援に関する取組状況 令和5年自主点検・令和7年WEBアンケートの概要

- 埼玉第14次労働災害防止計画で定めるアウトプット指標
(事業場の安全衛生活動実施状況)を把握するため自主点検を実施

令和5年点検方法等

埼玉労働局が12,015の事業場を無作為抽出してハガキを令和5年3月31日に郵送し、ハガキに印字した二次元コードを読み取り、オンラインで4月10日までに報告する方式により実施した。

有効回答率

調査対象数: 12,015 調査不能数: 2,559

有効回答数: 1,372 有効回答率: 11.4%



令和6年点検方法等

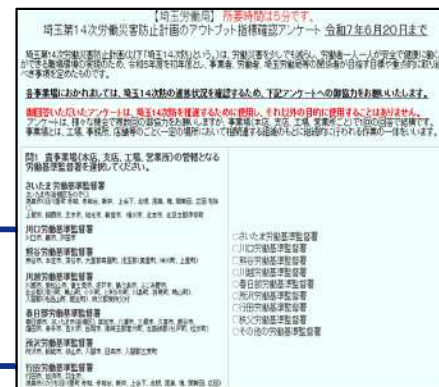
埼玉産業保健センターと合同でメンタルヘルス対策についてのアンケートを実施した(アンケート配布数、回答数)。

令和7年点検方法等

埼玉労働局が労働基準監督署・災害防止団体を通じ、ホームページのアンケート回答を依頼して実施した(期間: 3月20日~6月20日)。

回答数

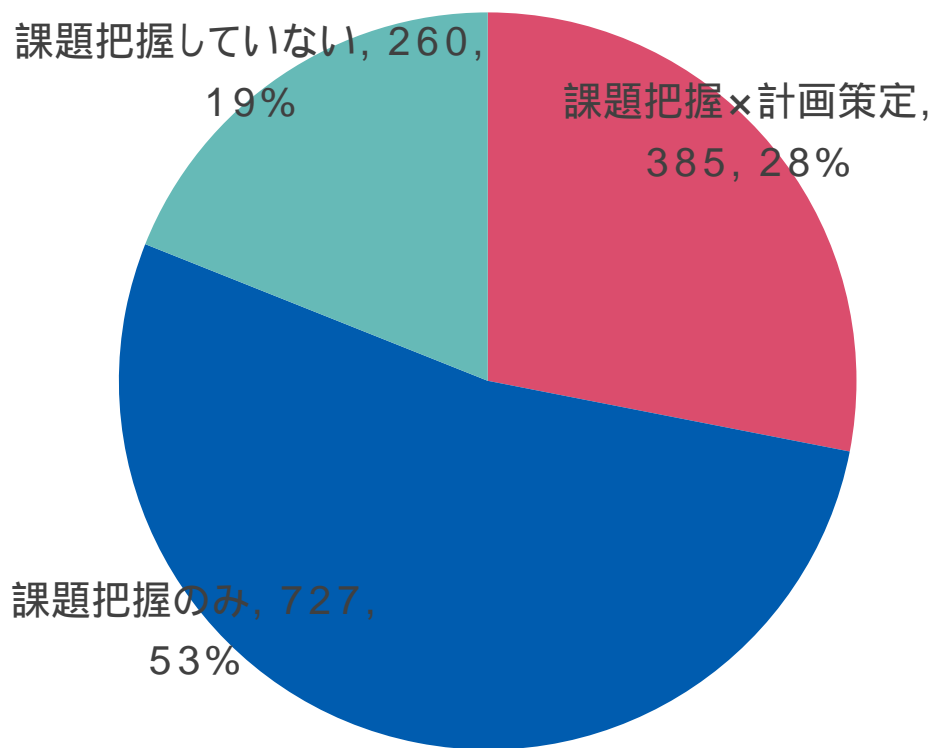
回答数: 1,049事業場



埼玉県の治療と仕事の両立支援に関する取組状況

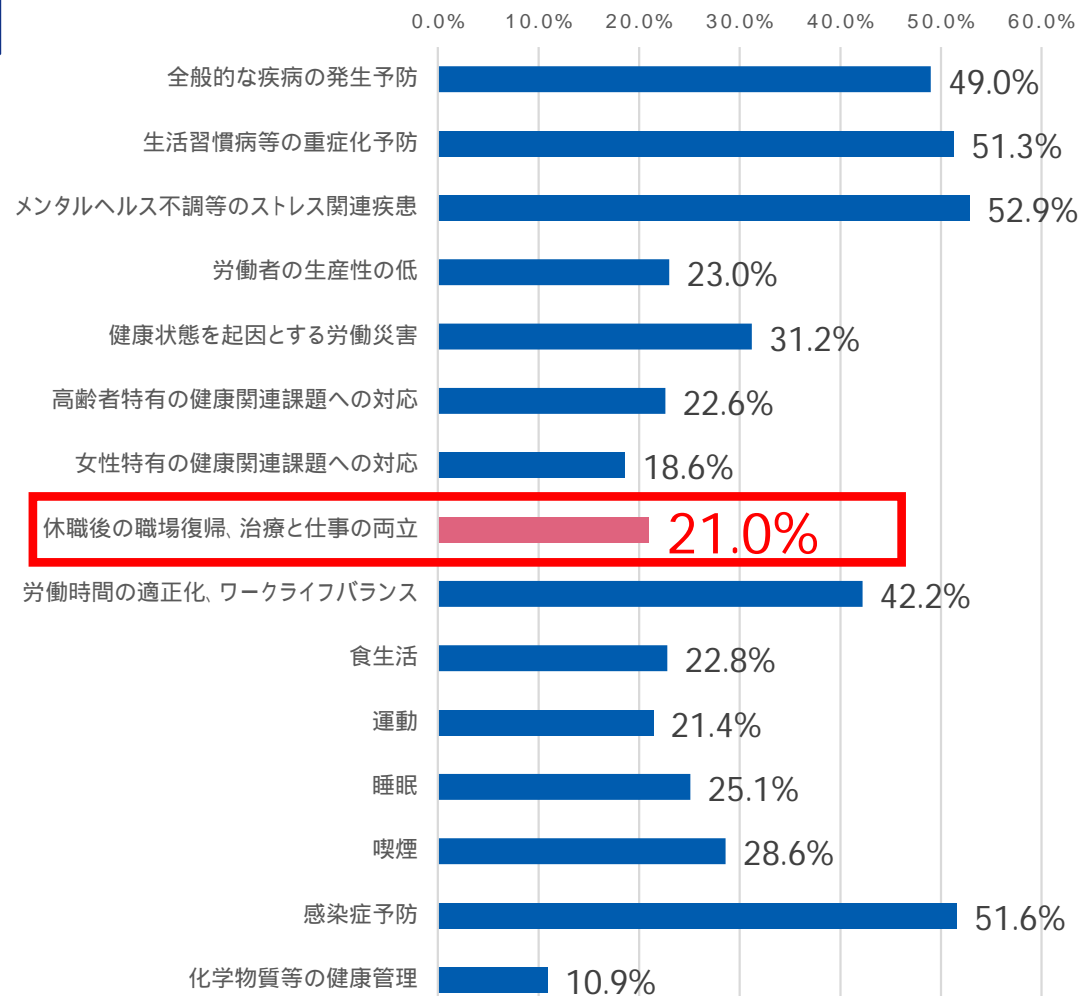
設問

健康課題を把握し、これを踏まえた具体的な推進計画の策定を行っていますか。n=1372



設問

貴事業場で把握している健康課題の内容を教えてください(複数選択可) n=1112

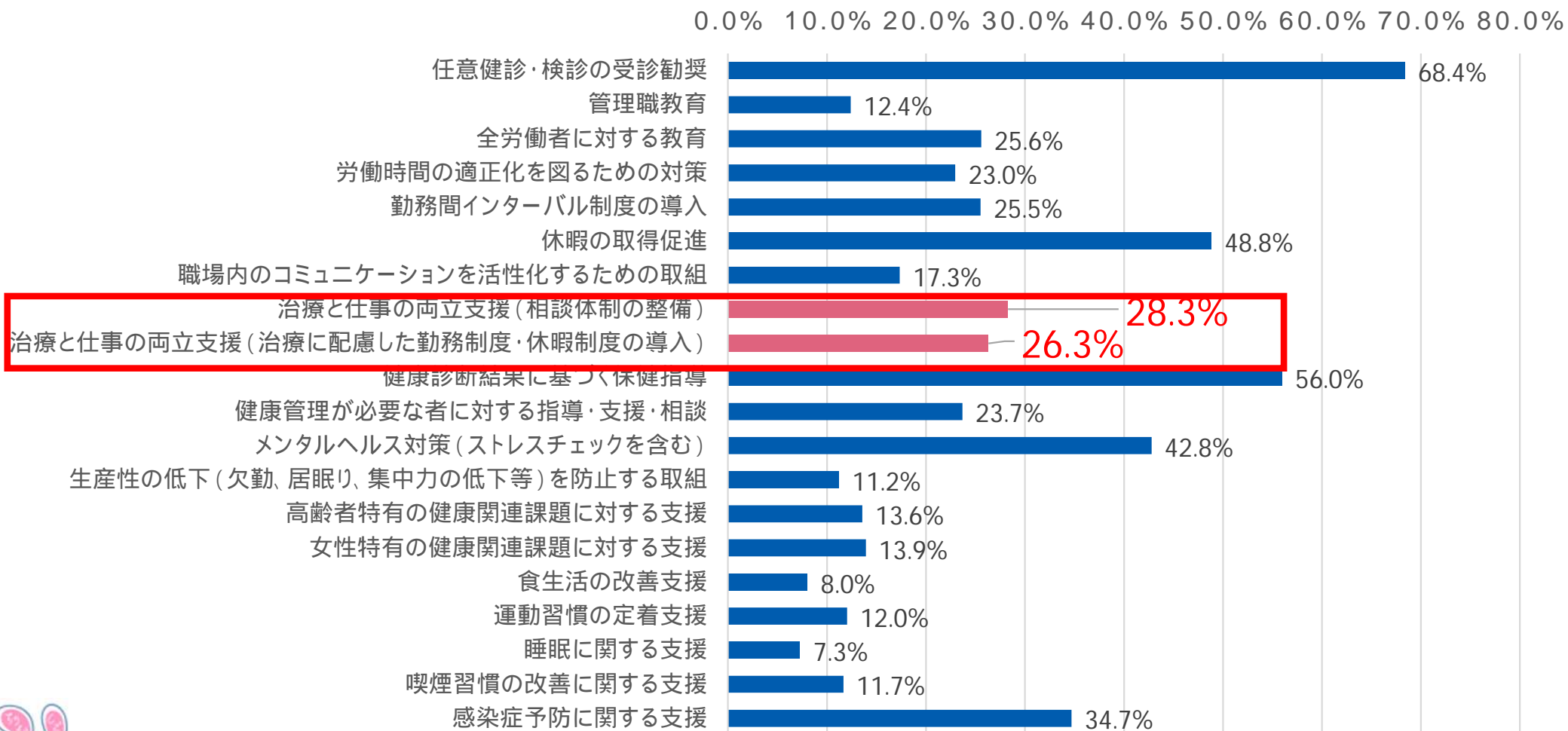


埼玉県地域両立支援推進チームの取組

設問

貴事業場において、健康保持増進対策として取り組んでいるものを教えてください。(複数選択可)

n=1372

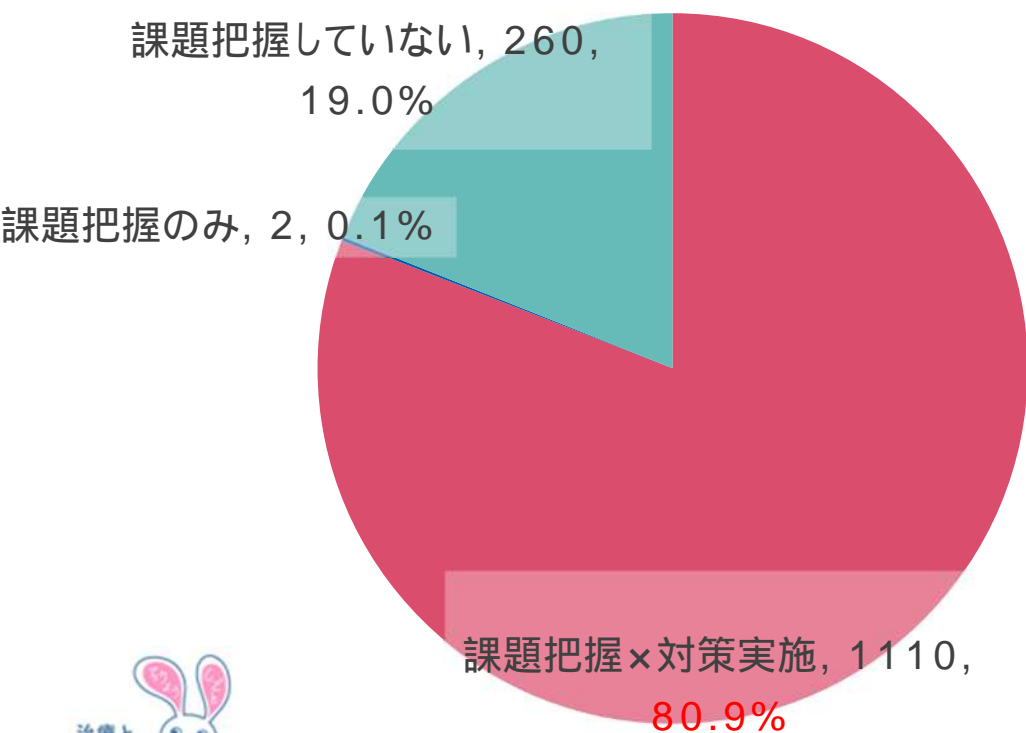


アウトプット指標 (オ) 労働者の健康確保対策の推進

アウトプット指標：事業場の健康課題を把握し、健康保持増進対策に取り組む事業場の割合（令和5年80.9%）を令和9年までに10%以上増加させる。

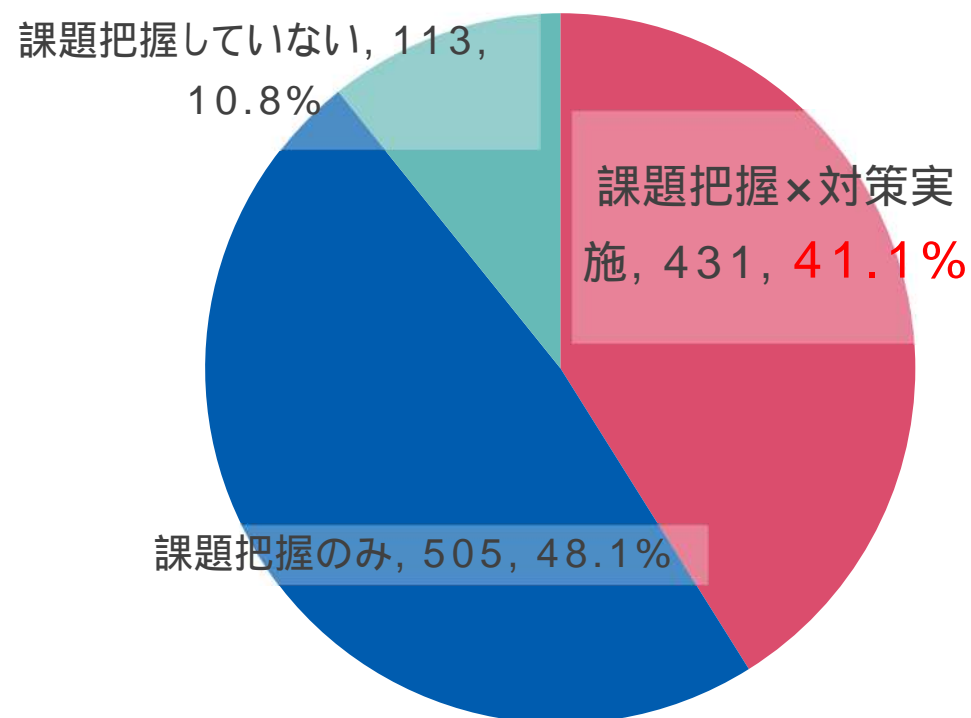
【令和5年】健康課題を把握していると回答数し、健康保持増進対策に取り組むと回答数した割合。

回答数1,372



【令和7年】貴事業場において、健康診断結果等から労働者の健康状態を確認し、事業場の健康課題を把握していますか。

回答数1,049



令和9年までの数値目標：90.9%



労働者の健康確保対策の推進

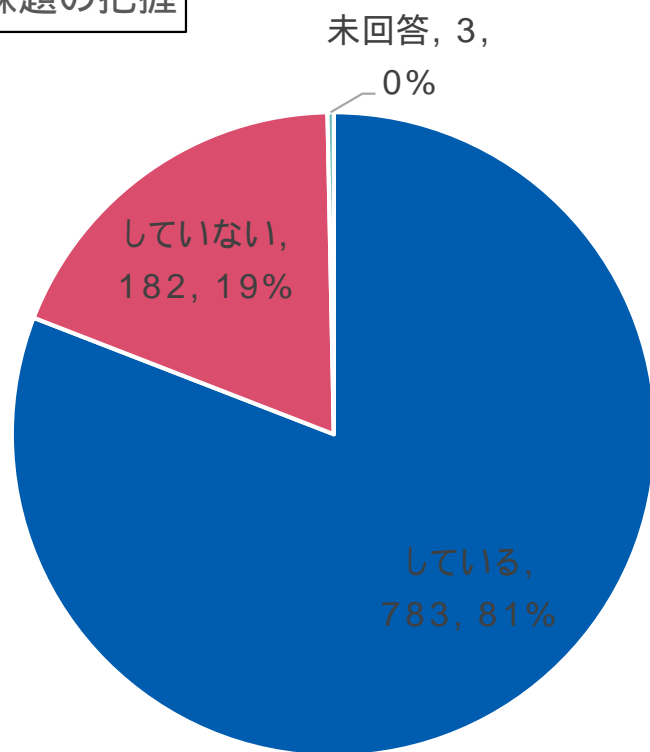
【参考】埼玉産業保健総合支援センターとの合同アンケート(産業保健アンケート)

有効回答率

調査対象数: 3,948

有効回答数: 968 有効回答率: 24.5%

健康課題の把握



健康課題に対する具体的計画

